

がん登録等の推進に関する法律に基づく診療所の指定について

【概要】

がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による、がん情報の届出は、病院及び指定された診療所が行うこととされており、当該診療所については、その開設者の申請に応じ、同条第2項に基づき、都道府県知事が指定することとされております。

京都府においては、下記のとおり当該指定を行いますので、御協力いただける診療所につきましては、所定の手続きをしていただきますようお願いします。

【指定の取扱い】

- 指定された診療所は、法第6条1項の規定によりがん情報の届出が義務付けられます。
- 指定期間の制限はないものとし、指定を受けた診療所の辞退又は京都府知事による指定の取消が行われるまでは、当該指定の効果は継続するものとします。
- 指定を受けた診療所において届出義務の発生する対象は、指定日以降に当該診療所において初回の診断が行われた原発性のがんに係る情報とします。
- 指定を受けていない診療所からの届出は受理しないものとし、法第14条に基づく死亡者新規がん情報に係る調査についても対象外とします。

【指定申請手続き等】

- 指定を受けようとする診療所は、京都府へ申請書（第1号様式）を提出してください。
※申請は通年受け付けることとし、指定された場合には指定した旨の通知書を送付いたします。
- 指定内容に変更が生じた場合及び指定を辞退する場合は、京都府へ届出書（第2号様式又は第3号様式）を提出してください。
- がん情報の届出は、法及び届出マニュアル等に従い行っていただきます。
申請様式及び届出マニュアル等は府ホームページからダウンロード可能です。
(<http://www.pref.kyoto.jp/gan/gantouroku.html>)

【お問い合わせ／申請書の提出先】

〒602-8570 京都府健康福祉部健康対策課がん対策係

TEL : 075-414-4765 / E-mail : kentai@pref.kyoto.lg.jp

※がん登録情報の届出先とは異なりますので御注意ください。